

概要版

# 豊川農業振興地域整備計画書



豊川市

# 豊川農業振興地域整備計画について

## はじめに

「豊川農業振興地域整備計画」は、昭和 48 年度に当初計画を策定して以来、社会情勢の変化などを受けて、7 回の総合的な見直し（昭和52 年度、昭和58 年度、平成元年度、平成8 年度、平成14 年度、平成21 年度、平成28 年度）を行い、現在に至っています。

計画は、おおむね 5 年ごとに見直しすることとされていますが、本市では、前回の見直し後、既に 7 年が経過しています。

この間、国により令和 2 年に「食料・農業・農村基本計画」、「農用地等の確保等に関する基本指針」が策定され、県により令和 3 年に「農業振興地域整備基本方針」が策定されました。また、農地の集約化等に向けた地域計画などの新たな施策も始められています。

こうした農業情勢の変化等を踏まえて、今回、計画の総合的な見直しを行いました。

## 農業振興地域整備計画とは

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて、優良農地を保全しつつ、総合的かつ計画的に農業の振興を図るための制度が、「農業振興地域制度」です。

この制度の中で、国の基本指針と県の基本方針に基づいて、農業振興地域の指定を受けた市町村は、おおむね 10 年を見通して、地域の農業振興を図るため「農業振興地域整備計画」を策定します。

農用地等の確保等に関する基本指針(国)

農業振興地域整備基本方針(県)

農業振興地域の指定(県)

農業振興地域整備計画(市町村)

## 計画の構成

計画の構成は、以下の 8 つの項目からなります。

第 1 の「農用地利用計画」は、農用地等として利用すべき土地の区域（農用地区域）とその土地の農業上の用途区分を定めるもので、優良農地の確保、保全を目的とした土地利用の規制計画となっています。

また、第 2 以降については「農業振興のマスタープラン」として、農業生産の向上を図るために行う基盤整備や施設整備などについて、その基本的な方向を定めています。

第 1 農用地利用計画

第 2 農業生産基盤の整備開発計画

第 3 農用地等の保全計画

第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

第 5 農業近代化施設の整備計画

第 6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

第 7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

第 8 生活環境施設の整備計画

# 豊川市の現状と課題

## 農地、農家の状況

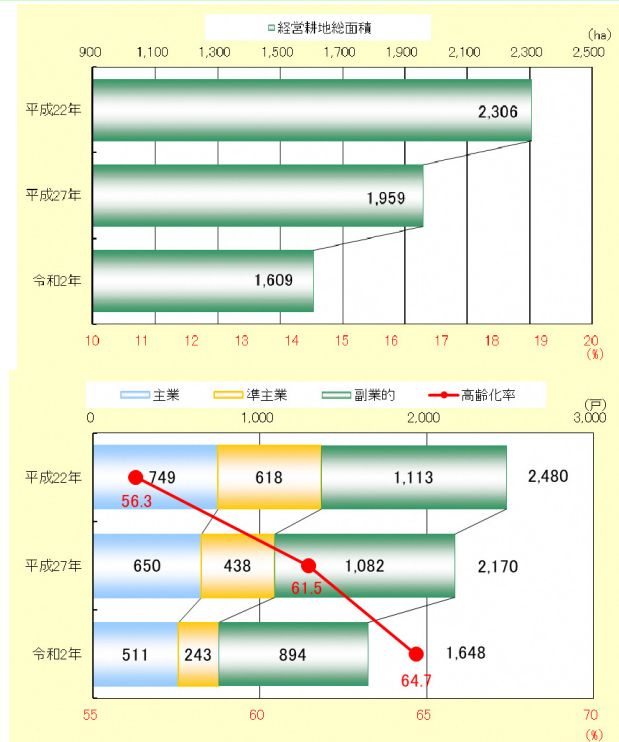
### ◆農地面積の推移

本市の耕地面積は、年々減少しており、平成22年から令和2年までの10年間で、2,306haから1,609haと、697haの減少となっています。

### ◆農家数の推移

本市の農家数は、年々減少しており、平成22年から令和2年までの10年間で、2,480戸から1,648戸と、832戸の減少となっています。

また、高齢化も進行しており、担い手の育成、確保が大きな課題となっています。



資料：農林業センサス

注：高齢化率 = 65歳以上の農業就業人口割合（販売農家）

## 農家意向の状況

### ◆担い手育成対策

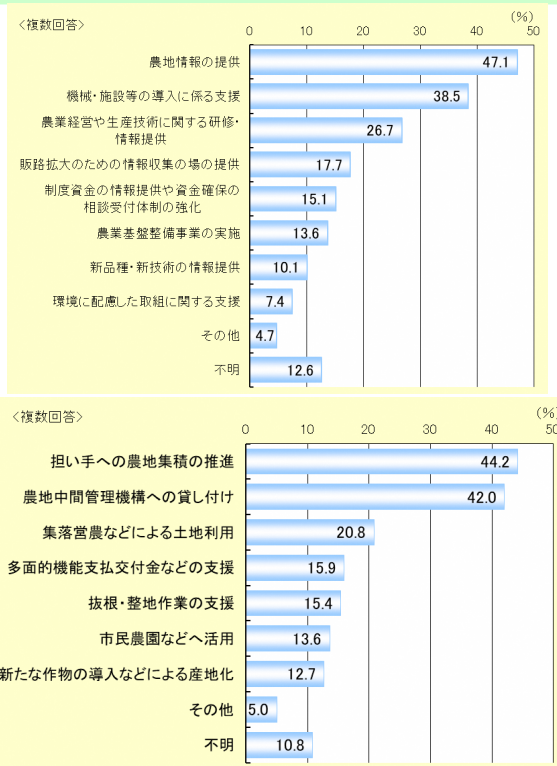
地区の中心となる経営体や担い手を育成するための支援策として「農地情報の提供」や「機械・施設等の導入に係る支援」に対する期待が大きくなっています。

続いて、「農業経営や生産技術に関する研修・情報の提供」と情報の共有化を図ることへの関心が高くなっています。

### ◆荒廃農地対策（遊休農地対策）

荒廃農地対策としては、「担い手への農地集積の推進」「農地中間管理機構への貸し付け」が約半数を占めています。

また、「集落営農などによる土地利用」や「多面的機能支払交付金などの支援」など地域内での農地保全が求められています。



資料：農家意向調査（令和4年）

注：市内農業関係者 2,400人を対象（回収率 65.3%）

# 農用地利用計画

今後、「農用地利用計画」に基づいて、計画的な土地利用を推進し、優良農地の確保、保全を図ります。

## 土地利用の構想

本市では、農、商、工のバランスのとれた東三河地域の中核都市として発展するため「光・緑・人 輝くとよかわ」をまちの未来像に掲げ、様々な施策を展開しています。

今後も、未来像の実現に向けて、名豊道路（国道23号バイパス）や国道151号一宮バイパス、東三河環状線などの整備促進とあわせて、農業振興をはじめ、企業誘致や住環境整備を推進し、魅力と活力があふれる地域づくりを進めていきます。

特に農業振興は、全国でも有数の農業地帯にある本市の重要な施策であり、今後、安定的な農業経営の支援、生産性の向上支援、担い手の確保・育成支援、安全・安心な農産物の消費拡大などにより競争力の強化を図り、魅力とやりがいのある農業の確立をめざします。

また、製造業を軸とした魅力ある企業の集積を進めることも本市の重要課題となっています。今後、豊川為当インターチェンジ周辺の開発計画など、広域からの交通アクセスをいかにし、市内に立地する企業が行う工場等の新增設への支援や内陸部への新規企業用地の確保を図っていきます。

そして、本市農業の基盤である優良農地の確保、保全を基本に、必要な施策を計画的に推進しつつ、増加している荒廃農地の解消や、企業誘致などの地域の振興に必要な非農業的土地需要との調和に留意しながら、秩序ある土地利用を推進します。

## 農用地区域の設定

「豊川農業振興地域」（市街地や森林地帯を除く6,569ha）内で、今後10年以上の長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域として、次の1から4に該当する農用地等2,803haを「農用地区域」に設定します。

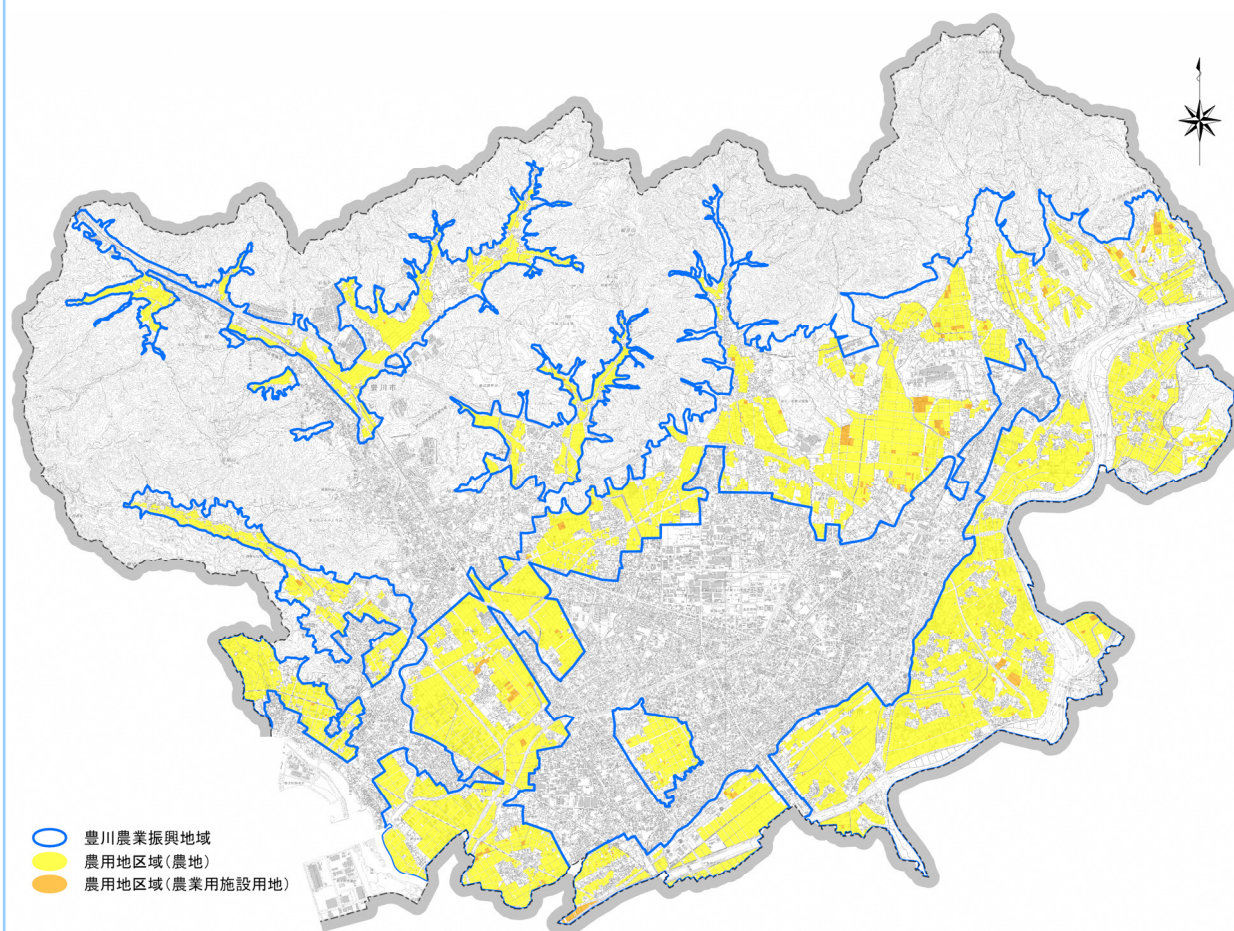
- 1 10ha以上の集団的な農用地
- 2 国が実施または補助する農業生産基盤整備事業又はこれに準ずる事業の施行に係る区域内にある土地
- 3 地域の特性に即した農業の振興に必要な土地
- 4 農道、かんがい排水施設等の土地改良施設用地

(ha)

豊川農業振興地域					
	農用地区域				
	農用地		農業用施設用地	混牧林地	
	農地	採草放牧地			
6,569	2,803	2,747	—	55	—

注) 四捨五入しているため、個々の集計値の合計は必ずしも一致しません。

## 土地利用計画図（農用地区域図）



農用地区域では、次の「農業振興のマスタープラン」に基づいて、農業生産基盤整備事業などの農業施策が計画的、集中的に実施されます。

一方、農用地区域内の土地を農業以外の用途（住宅、商業施設、駐車場、資材置場など）に利用することは、「農業振興地域の整備に関する法律」と「農地法」により厳しく制限されており、原則として転用は認められていません。

やむを得ず転用する場合は、「農地法」に基づく農地転用許可に先立ち、「農用地利用計画」を変更し、農用地区域から除外する手続きが必要となります。

なお、除外の申出から変更計画の公告までには、通常の場合約6か月必要です。また手続きは、個々の状況により大変複雑な場合がありますので、あらかじめ農務課までご相談ください。

# 農業振興のマスタープラン

今後、「農業振興のマスタープラン」に基づいて、農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的かつ集中的に実施します。

## 農業生産基盤の整備開発計画

- ◆これまで整備された土地改良施設の適切な維持、更新を図ります。
- ◆担い手への農地の集積・集約化推進に向けたほ場の大区画化、用水改良や排水機場の改修など、地域の状況に応じた農業生産基盤の整備を検討し、生産性の向上と農業経営の安定化を図ります。
- ◆事業の実施にあたっては、環境、景観への配慮や、農業が有する多面的機能の発揮を考慮しつつ進めます。



## 農用地等の保全計画

- ◆山間谷地を中心に荒廃農地が増加しているため、荒廃の状況に応じた再生利用及び発生未然防止に努め、担い手への農地の集積・集約化を促進します。
- ◆集落営農、法人、新規就農者などの多様な担い手による農地の有効利用を推進します。
- ◆多面的機能支払交付金などの制度を活用し、農地、農業用水の保全に関する地域の共同活動や環境保全に向けた先進的な営農活動に対して総合的に支援し、農業・農村の多面的機能の効果を高めます。
- ◆有害鳥獣被害防止施策を推進し、農業生産の維持を図ります。



## 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

- ◆効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、これらの農業経営体が本市農業を担うような農業構造の確立を図ります。
- ◆効率的かつ安定的な農業経営体の育成にあたっては、農地中間管理事業の活用などを通じて利用権設定を進め、農地の集積・集約化を図ります。
- ◆認定農業者確保のための啓発・普及活動として、地域計画のうち目標地図に位置づけられた者や今後認定を受けようとする農業者を支援します。



## 農業近代化施設の整備計画

- ◆省エネ、低コスト化に向けた新技術の導入、ロボット、AI、IoT など先端技術を活用するスマート農業を推進し、生産性の向上とコストの削減を図ります。
- ◆量販店との契約栽培、「こだわり農産物認証制度」「とよかわ農業市」を活用した地産地消、加工品の消費拡大に取り組み、多様な流通、販売の展開を図ります。
- ◆食育推進計画に基づき、家庭、学校、地域が連携して食と農を学ぶ機会の提供や学校給食への地場農産物の活用による地産地消に取り組みます。



## 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

- ◆新規就農に必要な基本的栽培技術や経営管理面の初歩的な知識の習得を図るため、農業協同組合と連携して「とよかわ就農塾」の農業研修を行います。
- ◆女性や定年退職者、農地所有適格法人など地域農業の担い手となる多様な農業経営体の育成、確保に結びつく方策を検討します。
- ◆栽培技術や経営管理など様々な情報交換を行うための人的ネットワークづくりを支援します。



## 農業従事者の安定的な就業の促進計画

- ◆地元農産物の商品開発をはじめとした農商工連携や6次産業化の取り組みを進め、農産物の高付加価値化など新たな地域ビジネスを展開し、就業機会の拡大を図ります。特に、観光活性化に向けた交流機会、情報発信などについて支援します。
- ◆中小企業の経営基盤の安定、強化への支援に努めるとともに、広域的な交通条件をいかした新たな企業用地の開発検討と企業誘致などにより、安定的な就業の場の確保を図ります。



## 生活環境施設の整備計画

- ◆農村が持つ美しい自然環境を保全しながら、安全性、保健性、利便性、快適性、文化性に富んだ、市民がいつまでも安心して生活できる環境整備と集落機能の向上を推進します。
- ◆施設の整備にあたっては、適正な規模、農村景観との調和、市民による自主的な活動による維持、管理運営などへの配慮を行います。



## 重点施策の推進

「農業振興のマスタープラン」に示した施策のうち、特に、農家意向調査でも期待の大きかった「荒廃農地対策」と「担い手の育成、確保」を本市の重点施策として推進します。

また、水稻、麦、大豆、施設野菜、露地野菜、果樹、花き、畜産を本市の重点作物として、その振興を図ります。

### 荒廃農地対策

農業委員会、農業協同組合、土地改良区などで構成する「豊川市耕作放棄地対策協議会」を中心に、多様な主体による農地の有効利用などを支援し、荒廃農地の解消を図ります。

#### 多様な主体による農地の有効利用

- ◆認定農業者のみならず、株式会社をはじめとした企業等、新たな担い手を育成し、関係機関と一体となって、農地の貸借や農作業の受委託を進め、担い手への農地の集積・集約化を促進します。
- ◆地域の自主的、主体的な農地保全活動を支援するとともに、認定新規就農者や「とよかわ就農塾」等により育成した新規就農者、U I Jターン農業者の農業参入を支援し、農地の有効利用を推進します。
- ◆観光農園や体験農園の実施などにより、都市と農村の交流促進を図ることで、農村振興施策を進めます。



#### 荒廃農地の再生利用の推進

- ◆荒廃農地の解消啓発や荒廃農地の復旧にかかる費用を一部助成し、荒廃農地の再生利用及び発生の未然防止を推進します。
- ◆農地パトロールにより荒廃農地の実態把握に努めるとともに、荒廃状況に応じた解消計画を立て、その解消を図ります。

#### 多面的機能支払交付金など新たな制度の活用

- ◆多面的機能支払交付金事業などの制度を活用し、地域ぐるみで農地や農業施設を守る効果の高い共同活動や環境保全に向けた先進的な営農活動を支援し、地域の財産である農地・水・環境の保全を図ります。

#### 有害鳥獣被害防止対策

- ◆中型獣用捕獲檻の貸出し、地元住民との連携によるワイヤーメッシュ柵等の侵入防止柵の維持管理及び地元駆除組合が捕獲した有害鳥獣の実績に応じた報償金の交付など、有害鳥獣被害防止対策の強化を進めます。





## 担い手の育成、確保

「豊川市農業担い手育成総合支援協議会」を中心に関係機関との連携を強化し、認定農業者の育成をはじめ、農業経営の組織化、法人化など様々な支援活動を推進し、担い手の育成、確保を図ります。



### 認定農業者などの育成支援

- ◆認定農業者制度の普及啓発を行い、認定農業者の育成活動を推進します。
- ◆魅力ある農業経営とゆとりある生活の確保のため、農業経営技術、先進技術、情報の習得を図るための研修事業を推進します。
- ◆技術面については東三河農林水産事務所や農業協同組合との協力、連携により支援し、資金面では経営体育成支援事業による施設、機械経費の補助や農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）、農業近代化資金などの農業制度資金に対する無利子化または利子補給を通じた支援を行います。

### 農業経営の組織化、法人化

- ◆地域内の兼業農家の連携強化や農地の管理や作業を受託するオペレータの育成、農作業の受委託を促進することにより、地域や営農の実態に応じた生産組織を育成するとともに、その経営改善を図り、体制が整ったものについては、法人化へ誘導します。

### 女性の農業活動の支援

- ◆女性農業者の経営参画を図るため、役割分担や経営方針を明確化した家族経営協定の締結を促進します。
- ◆農業委員や農業協同組合の役員への登用促進により、女性農業者が活躍できる環境整備を進めます。

### 新規就農者の育成と確保

- ◆農業基礎知識と農業経営技術の習得を図るため、農業協同組合と連携し、「とよかわ就農塾」の研修などを支援します。
- ◆県との連携を強化し、新規就農者育成総合対策（経営開始資金）や認定新規就農者制度などを活用しながら新規就農を支援します。
- ◆農業協同組合が主体で実施する就農インターン制度（経営継承型・経営創業型）等、就農者の状況に応じた支援により多様な担い手を育成・確保します。

### 農業者同士などを結ぶネットワーク活動支援

- ◆農業経営士会や青年農業士会などの情報交換のできる場や交流活動を通じて、農業者や組織が相互連携、協力できるネットワークづくりを支援します。
- ◆関係機関の協力のもと、農業者と商工業者の交流機会の提供、農商工等連携事業や6次産業化等推進事業に関する指導、助言、その他有機的連携への支援を推進します。

## 重点作目の振興方向

### 水稻、麦、大豆

- ◆担い手への農地の集積・集約化を進めるとともに、地産地消を柱とした「売れる米づくり」をめざし、種子更新率の向上や農薬の低減等により、消費者が求める良質で安全・安心な米の生産を促進します。
- ◆麦、大豆、飼料用米等については、品質の向上を図るとともに、安定した収量を確保するため、水田をフル活用した生産、管理システムの整備を促進します。



### 施設野菜

- ◆ICT を活用した環境制御装置の導入など、より一層の低コスト、省力化、高付加価値化を推進します。
- ◆安全、安心な農産物を供給するため、GAP の導入や化学農薬、肥料を削減した環境保全型農業の拡大を図ります。



### 露地野菜

- ◆省力化、低コスト化を進めるための多目的作業機、収穫機の導入や担い手への農地の集積・集約化による規模拡大を推進します。
- ◆野菜価格安定制度の普及や、庭先集荷などを進めるとともに、6次産業化や「こだわり農産物認証制度」を活用した販売PRに取り組んでいきます。



### 果樹

- ◆規模拡大や施設化、優良品種の導入、適切な肥培管理などを促進します。
- ◆流通、販売組織との連携を図り、生産から消費までの一貫したトレーサビリティ・システムの確立を進めます。



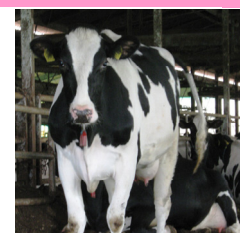
### 花き

- ◆低温開花性品種の導入やヒートポンプ、ICT を活用した環境制御装置など、省エネルギー型設備の導入を促進します。
- ◆共選、共販体制のもとに計画生産出荷を進め、周年出荷体制を強化し、ブランド化を促進します。



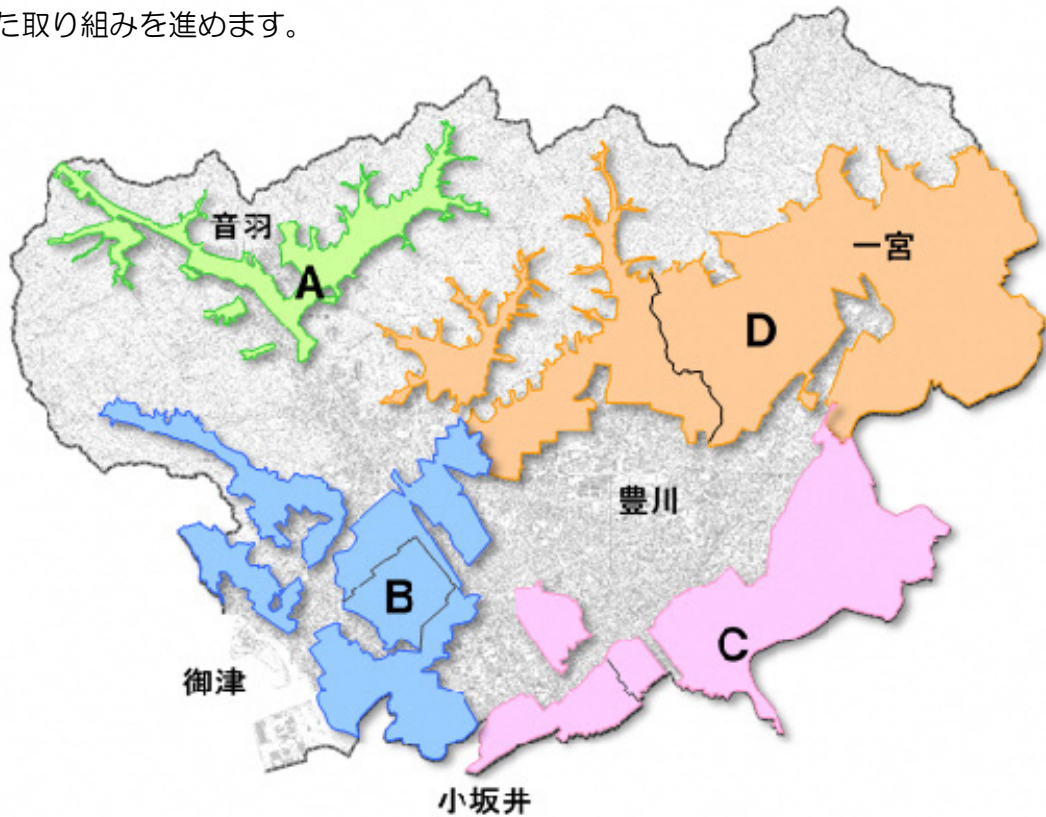
### 畜産

- ◆現状を維持するように努め、ICT を活用した施設改善による省力化、飼料生産技術の向上によるコスト低減と経営の合理化、6次産業化の取り組み拡大等を推進します。



# 地区別の振興方向

自然条件、社会条件などを踏まえて、本市を以下に示す4地区に区分し、各地区の特色をいかした取り組みを進めます。



## 音羽地区（A）

本地区は、本市の北西部、音羽川上流部の中山間地域にあり、水稲を主体とした生産が行われています。しかし、近年は、有害鳥獣被害による影響が深刻な問題となっています。

今後は、担い手への農地の集積・集約化、有害鳥獣被害防止対策を図り、音羽米産地として維持、発展を図ります。

## 豊川中部・一宮地区（D）

本地区は、本市の北東部に位置し、豊川用水等を利用した水稲をはじめ、野菜、果樹、畜産など多様な生産が行われています。

今後は、担い手への農地の集積・集約化、多様な担い手や耕畜連携による荒廃農地の解消などに努め、水田、畑、樹園地を有効活用した土地利用型農業と施設園芸のバランスのとれた発展を図ります。

## 豊川西部・御津・小坂井西部地区（B）

本地区は、本市の南西部、豊川用水の下流部にあり、水稲をはじめ、イチジク、ミカン、シクラメンなどの生産が行われています。

今後は、担い手への農地の集積・集約化を図るとともに、新たな産業拠点となる企業用地の造成開発など、秩序ある土地利用の形成に努め、産業と地域農業の調和を図ります。

## 豊川東部・豊川南部・小坂井東部（C）

本地区は、本市の南東部に位置し、豊川用水等の受益地にあり、水稲、施設園芸を主体とした生産が行われています。認定農業者も多く、本市農業の中心地帯となっています。

今後は、優良農地の確保、保全を基本として、施設の近代化、担い手の規模拡大などを促進し、本市農業の中心地として維持、発展を図ります。



# 豊川市

豊川農業振興地域整備計画書

【概要版】

令和6年3月発行

豊川市産業環境部農務課

〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地

TEL : 0533-95-0262

FAX : 0533-89-2297